

「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」の開催について

道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号に定める「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1. 講習対象者

電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者として選任しようとする者であって、現に整備主任者として選任されている者（一級大型、一級小型自動車整備士の技能検定に合格した者を除く。）、又は下記に掲げる自動車整備士技能検定に合格した者とします。

- ・一級二輪自動車整備士、二級整備士、自動車電気装置整備士、自動車車体整備士

※上記対象者についての電子制御装置整備の整備主任者の資格要件は、運輸支局長等が行う講習（実習、学科、試問）を修了した者となります。なお、当講習は、**学科及び試問**です。

2. 開催日時及び場所

別紙のとおり

3. 講習内容

- (1) 学科（自動車特定整備事業（電子制御装置整備に係る項目に限る。）に係る法令等に関すること。）
- (2) 試問（筆記試験：**学科及び実習の受講を修了された方のみ対象となります。**）

4. 受講申請方法等

受付窓口：中国運輸局鳥取運輸支局 検査・整備部門

※受講申請受付期間内に持参、郵送又は整備振興会会員は整備振興会経由で提出して下さい。（郵送により申請される方は、【問い合わせ先】までお願いします。）

【申請必要書類】

- (1) 学科の申請をされる場合又は学科及び試問の申請を同時にされる場合
 - ① 受講申請書（写真の貼付が必要です。）
 - ② 受講票（写真の貼付が必要です。）
 - ③ 自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面（自動車整備士合格証書又は自動車整備士手帳等）の写し
 - ④ 実習受講証の写し（申請時点において交付を受けており試問を申請される方に限ります。）
 - ⑤ 切手貼付・宛名記入済の返信用封筒（郵送による受講票返付を希望される方に限ります。）

(2) 試問のみ申請をされる場合

- ①受講申請書
- ②受講票（学科申請時に提出したもの）
- ③実習受講証の写し（受講票の実習受講欄に押印がない場合に限りです。）
- ④切手貼付・宛名記入済の返信用封筒（郵送による受講票返付希望者に限りです。）

(3) 再試問の申請をされる場合（試問実施日から1年以内に1回限り再試問が可能です。）

- ①受講申請書
- ②受講票（試問申請時に提出したもの）
- ③切手貼付・宛名記入済の返信用封筒（郵送による受講票返付希望者に限りです。）

なお、受講申請書及び受講票は、中国運輸局又は鳥取県自動車整備振興会のホームページ等から入手できます。

※中国運輸局HP (https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/00001_00399.html)

又は（一社）鳥取県自動車整備振興会HP (<https://www.taspa.or.jp/>)

5. 当日持参するもの

- ・受講票（申請時に返付されたもの）
- ・筆記用具（試問を受ける方は、必ず鉛筆（シャープペンシル）及び消しゴムを持参して下さい。）
- ・実習受講証の写し（学科申請時に提出されなかった方で当日試問を希望される方に限りです。）
- ・講習テキスト（タブレット等にダウンロードされたものも可能です。テキストは配付いたしませんので必ずご持参下さい。）

なお、講習テキストは中国運輸局又は鳥取県自動車整備振興会のホームページ等から入手できます。

※中国運輸局HP (https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/00001_00399.html)

又は（一社）鳥取県自動車整備振興会HP (<https://www.taspa.or.jp/>)

6. その他

新型コロナウイルス感染拡大の影響により定員の変更、又は中止になる場合もありますのでご了承願います。

【問い合わせ先】

〒680-0006 鳥取市丸山町 224

中国運輸局鳥取運輸支局 整備担当

TEL 0857-22-4110

令和5年度(5月)電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習(学科・試問)日程

場所	開催日	開催時間	定員
まなびタウンとうはく 4階研修室 東伯郡琴浦町大字徳万 266-5	令和5年 5月29日(月)	13:30~ (試問 15:15~)	25名
【受講申請受付期間】 希望される開催日であって閉庁日を除く3日前まで(但し、定員になり次第、締め切らせていただきます。)			

受付は、各会場開催時間の30分前(試問(再試問)のみの方については、試問開催時間の20分前)より行います。

講習時間は、学科1時間30分程度、試問30分です。